

岐阜県公報

第二千七百二十五号

(火曜日)

平成二十八年二月二十三日

目 次

告 示

林業用種苗生産事業者の登録
道路の区域変更
道路の供用開始

教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦

県営土地改良事業計画の決定

公共測量の終了

開発行為の工事の完了

(社会教育文化課) 一〇八
(環境生活政策課) 一〇九
(商業・金融課) 一〇九
(労働雇用課) 一〇九
(農地整備課) 一一一
(用地課) 一一一
(建築指導課) 一一一

(森林整備課) 一〇七
(道路維持課) 一〇七
(同) 一〇八

岐阜県告示第八十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 筆

登録番号	氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一九三九	有限会社ナガラ林産 岐阜市長良真生町一丁	苗木 幼苗の育成	下呂事業所 下呂市金山町弓掛
目七番地一		苗木以外の 苗木の育成	

岐阜県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係方面は、平成二十八年二月二十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 筆

類の道路	路線名	区間	別前変更区域
ル(メートル)	敷地の幅員		
ル(メートル)	延長		
	備考		

岐阜県告示第八十二号		道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域 次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十三日から一週間岐阜県土整備部道 維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十八年一月二十三日		岐阜県告示第八十二号	
県道		類の道種路		路線名	
大美井中島 垣寺線		区間		郡上市八幡町那比字岡谷 六六三四番九地先から 平六六二三番一地先まで 字加家	
○番市同 一地先まで 字同 三三		本巣市上真桑字明喜三一 八番一地先から		同市同 六六二三番一地先まで 字加家	
後		別前変区域 後更域		後	
七 一〇 八		前		前	
三 一〇 四		ル(メート 員敷地の幅		一〇 三 一	
吾 〇		ル(メート 延長		吾 七 一	
吾 〇		備 考		吾 六 八	

岐阜県告示第八十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古田 信

岐阜県告示第八十三号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年一月二十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

<p style="margin: 0;">特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p style="margin: 0;">特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。</p> <p style="margin: 0;">平成二十八年一月二十三日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県知事 古 田 筆</p>		<p style="text-align: right;">トール。 の仁王像の 伝播、県の 彫刻等の 考へて 高財の 文化化の 本史をか めで高 い。価値は像</p>
<p style="margin: 0;">公 示</p>		
<p style="margin: 0;">一 申請のあつた年月日 平成二十八年一月三日</p> <p style="margin: 0;">二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミニティ美山</p> <p style="margin: 0;">三 代表者 の 氏 名 金森 賢司</p> <p style="margin: 0;">四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市片原一八〇番地六</p> <p style="margin: 0;">五 定款に記載された目的 この法人は、過疎化の進む岐阜県山県市美山地区において、清流神崎川に代表される豊かな自然環境の保全と、「自然」「癒し」をテーマとしたまちづくり・人づくりを推進するとともに、産学官民との連携のもとに、自然資源を生かした人的交流や経済活動を積極的に支援し、もつて地域の活性化に寄与することを目的とする。</p>		
<p style="margin: 0;">岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦</p> <p style="margin: 0;">岐阜県労働委員会委員のうち、使用者委員に一名の欠員が生じるので、補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十一第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次とおり使用者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。</p> <p style="margin: 0;">平成二十八年一月二十三日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県知事 古 田 筆</p>		
<p style="margin: 0;">一 推薦団体</p> <p style="margin: 0;">岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主 要な部分である使用者団体</p> <p style="margin: 0;">二 被推薦者</p> <p style="margin: 0;">禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくな る規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p>		
<p style="margin: 0;">の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。 なお、その意見書は平成二十八年一月二十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。</p> <p style="margin: 0;">平成二十八年一月二十三日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県知事 古 田 筆</p>		

るまでの者でない」と。

三 推薦受付期間

平成二十八年二月二十三日(火)から

同年三月十四日(月)まで

推薦手續

使用者委員候補者を推薦し

六傳歴史譜に提出される

被推薦者の履歴書

別記様式

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

团体名

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦について

第45期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古田 篤

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大 野 地 区	神 大 戸 野 町 町 役 役 場 場	同 平 成 二 八 三 二 一 一 三 三 ま か ら

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

次の開発行為に関する工事が完了したので、**都市計画法**（昭和四十三年法律第百零四号）第三十六条第三項の規定により公示する。

岐阜県知事 古田

肇

開発許可(変更許可) 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第二 七号の一五 平成二七・九・二四 同岐西建築第三九号 の三八 同二七・一二・一五 同岐西建築第三二号 同二七・一〇・一五	羽島市正木町曲利字極田八六一一番から 八六三番まで及び羽島用水土地改良区 所管法定外公共物(水路)	道路	開発登録簿 による	愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社工サキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦
山県市大字東深瀬字針崎五八六番、五 八七番及び五八八番一				
同				
同				
多治見市高根町四丁目二九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山 口 真 里				

平成二十八年二月二十三日

岐阜県知事 古用

聲

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

写しを次のとおり雑覧に供する。

公共測量（航空レーザ測量）

作業期間

平成二十七年九月十一日から

作業地域

大野君白川村

同岐西建築第一八号の一 同二七・一・九	瑞穂市本田字丸竹一〇三〇番一、二〇三〇番一の一部、一〇三一番一及び二〇三一番一の一部	道路、水路	同	瑞穂市森六五九番地の一 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
同岐西建築第二八号の一 同二七・一・一〇	同市古橋字土海道一四六一番一及び一四六三番一	道路	同	羽島郡笠松町門間字四反田一七五番地二 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
同岐西建築第三〇号の三 同二七・七・九	羽島郡笠松町門間字四反田一七五番地二の一部、一七五番三の一部、一七五番四の一部、一七五番五の一部、一七五番六の一部及び一七七番	同	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八一番地 株式会社さん・さん 代表取締役 井 浪 典 子
同岐西建築第三九号 の一八 同二七・一・二・一五	安八郡神戸町大字柳瀬字船戸浦一〇四八番一、一〇四八番二、一〇四九番一、一〇五一番一及び一〇五三番	安八郡神戸町大字柳瀬四四四番地の一 宮 嶋 三 郎	同	同